

別紙 2

(1) 講師の選定基準

下表の科目、項目、内容に応じて、「講師の要件」欄に掲げる資格を有する実務経験者を選定すること。

なお、社会福祉士及び介護福祉士の実務経験の範囲については、「指定施設における業務の範囲等及び介護福祉士試験の受験資格の認定に係る介護等の業務の範囲等について」（昭和63年2月12日付け社庶第29号厚生省社会局長通知。以下同じ。）の別添1の「1 福祉に関する相談援助業務の範囲」及び別添2の「1 介護等の業務の範囲」に定めるところによるものとし、実務経験と資格取得の日の前後は問わないものとする。

I 介護職員初任者研修課程

科目、項目、内容	講師の要件	「その他」の要件の具体的範囲
1 職務の理解		
(1) 多様なサービスの理解	当該項目の講師として実務経験を有する者（以下「講師経験者」） 介護福祉士 社会福祉士 介護支援専門員 その他	大学、短期大学、介護福祉士養成校等において、読み替え可能な科目を担当する教員（非常勤を含む。以下「教員等」）
(2) 介護職の仕事内容や働く現場の理解	講師経験者 介護福祉士 社会福祉士 介護支援専門員 その他	教員等
2 介護における尊厳の保持・自立支援		
(1) 人権と尊厳を支える介護 (ア) 人権と尊厳の保持 (イ) ICF (ウ) QOL (エ) ノーマライゼーション (オ) 虐待防止・身体拘束禁止 (カ) 個人の権利を守る制度の概要	講師経験者 社会福祉士 介護支援専門員 相談支援専門員（現任の相談支援専門員に限る。以下同じ。 （オ）の部分を除く） その他	教員等
(2) 自立に向けた介護 (ア) 自立支援 (イ) 介護予防	講師経験者 介護福祉士 社会福祉士 介護支援専門員 その他	教員等
3 介護の基本		
(1) 介護職の役割・専門性と多職種との連携 (ア) 介護環境の特徴の理解 (イ) 介護の専門性 (ウ) 介護に関わる職種	講師経験者 介護福祉士 社会福祉士 介護支援専門員 相談支援専門員 その他	教員等
(2) 介護職の職業倫理 ・職業倫理	講師経験者 介護福祉士 その他	教員等
(3) 介護における安全の確保とリスクマネジメント (ア) 介護における安全の確保 (イ) 事故予防、安全対策 (ウ) 感染対策	講師経験者 医師 保健師及び看護師（実務経験年数5年以上の者に限る。以下「看護師等」）※医療安全管理者研修修了者が望ましい 介護福祉士（(ア)及び(イ)の部分に限る） その他	教員等
(4) 介護職の安全 ・介護職の心身の健康管理	講師経験者 介護福祉士 看護師等 その他	教員等

科目、項目、内容	講師の要件	「その他」の要件の具体的範囲
4 介護・福祉サービスの理解と医療との連携		
(1) 介護保険制度 (ア) 介護保険制度創設の背景及び目的、動向 (イ) 仕組みの基礎的理解 (ウ) 制度を支える財源、組織・団体の機能と役割	講師経験者 社会福祉士 介護支援専門員 介護保険制度を担当する課の行政職員 その他	教員等
(2) 医療との連携とリハビリテーション	講師経験者 医師 看護師等 ※訪問看護の講義等については、訪問看護の従事経験がある者が望ましい 作業療法士 理学療法士 言語聴覚士 その他	教員等
(3) 障害福祉制度およびその他制度 (ア) 障害福祉制度の理念 (イ) 障害福祉制度の仕組みの基礎的理解 (ウ) 個人の権利を守る制度の概要	講師経験者 社会福祉士 相談支援専門員 障害者自立支援制度を担当する課の行政職員 その他	教員等
5 介護におけるコミュニケーション技術		
(1) 介護におけるコミュニケーション (ア) 介護におけるコミュニケーションの意義、目的、役割 (イ) コミュニケーションの技法、道具を用いた言語的コミュニケーション (ウ) 利用者・家族とのコミュニケーションの実際 (エ) 利用者の状況・状態に応じたコミュニケーション技術の実際	講師経験者 介護福祉士 社会福祉士 介護支援専門員 相談支援専門員 看護師等 言語聴覚士((エ)の部分に限る) 臨床心理士 その他	教員等
(2) 介護におけるチームのコミュニケーション (ア) 記録における情報の共有化 (イ) 報告 (ウ) コミュニケーションを促す環境	講師経験者 介護福祉士 社会福祉士 介護支援専門員 相談支援専門員 その他	教員等
6 老化の理解		
(1) 老化に伴うところとからだの変化と日常 (ア) 老年期の発達と老化に伴う心身の変化の特徴 (イ) 老化に伴う心身の機能の変化と日常生活への影響	講師経験者 医師 看護師等 その他	教員等
(2) 高齢者と健康 (ア) 高齢者の疾病と生活上の留意点 (イ) 高齢者に多い病気とその日常生活上の留意点	講師経験者 医師 看護師等 その他	教員等

科目、項目、内容	講師の要件	「その他」の要件の具体的範囲
7 認知症の理解		
(1) 認知症を取り巻く状況 ・認知症ケアの理念	講師経験者 介護福祉士 社会福祉士 介護支援専門員 看護師等 その他	教員等
(2) 医学的側面から見た認知症の基礎と健康管理 ・認知症の概念、認知症の原因疾患とその病態、原因疾患別ケアのポイント、健康管理	講師経験者 医師 看護師等 その他	教員等
(3) 認知症に伴うこころとからだの変化と日常生活 (ア) 認知症の人の生活障がい、心理・行動の特徴 (イ) 認知症の利用者への対応	講師経験者 介護福祉士 社会福祉士 介護支援専門員 看護師等 臨床心理士 その他	教員等
(4) 家族への支援	講師経験者 介護福祉士 社会福祉士 介護支援専門員 看護師等 臨床心理士 その他	教員等
8 障がいの理解		
(1) 障がいの基礎的理解 (ア) 障がいの概念と I C F (イ) 障がい福祉の基本理念	講師経験者 社会福祉士 相談支援専門員 その他	教員等
(2) 障がいの医学的側面・生活障がい・心理・行動の特徴・かかわり支援等の基礎的知識 (ア) 身体障がい (イ) 知的障がい (ウ) 精神障がい（高次脳機能障がい・発達障がいを含む） (エ) その他の心身の機能障がい	講師経験者 社会福祉士 相談支援専門員 医師 看護師等 その他	教員等
(3) 家族の心理・かかわり支援の理解 ・家族への支援	講師経験者 介護福祉士 社会福祉士 介護支援専門員 相談支援専門員 臨床心理士 その他	教員等
9 こころとからだのしくみと生活支援技術		
(1) 介護の基本的な考え方	講師経験者 介護福祉士 社会福祉士 その他	教員等
(2) 介護に関するこころのしくみの基礎的理解	講師経験者 介護福祉士 社会福祉士 臨床心理士 その他	教員等
(3) 介護に関するからだのしくみの基礎的理解	講師経験者 介護福祉士 医師 看護師等 作業療法士 理学療法士 その他	教員等

科目、項目、内容	講師の要件	「その他」の要件の具体的範囲
9 ころとからだのしくみと生活支援技術		
(4) 生活と家事 ・家事と生活の理解、家事援助に関する基礎的知識と生活支援	講師経験者 介護福祉士 看護師等 その他	教員等
(5) 快適な居住環境整備と介護 ・快適な居住環境に関する基礎知識、高齢者・障がい者特有の居住環境整備と福祉用具に関する留意点と支援方法 (ア) 家庭内に多い事故 (イ) バリアフリー (ウ) 住宅改修 (エ) 福祉用具貸与	講師経験者 介護福祉士 看護師等 作業療法士 理学療法士 その他	教員等 1級建築士((イ)(ウ)の部分に限る) 福祉用具専門相談員((エ)の部分に限る)
(6) 整容に関連したころとからだのしくみと自立に向けた介護 ・整容に関する基礎知識、整容の支援技術	講師経験者 介護福祉士 看護師等 その他	教員等
(7) 移動・移乗に関連したころとからだのしくみと自立に向けた介護 ・移動・移乗に関する基礎知識、さまざまな移動・移乗に関する用具とその活用方法、利用者、介助者にとって負担の少ない移動・移乗を阻害するころとからだの要因の理解と支援方法、移動と社会参加の留意点と支援	講師経験者 介護福祉士 看護師等 作業療法士 理学療法士 その他	教員等
(8) 食事に関連したころとからだのしくみと自立に向けた介護 ・食事に関する基礎知識、食事環境の整備・食事に関連した用具・食器の活用方法と食事形態とからだのしくみ、楽しい食事を阻害するころとからだの要因の理解と支援方法、食事と社会参加の留意点と支援 (ア) 食事をする意味 (イ) 食事のケアに対する介護者の意識 (ウ) 低栄養の弊害 (エ) 脱水の弊害 (オ) 食事の姿勢 (カ) 咀嚼・嚥下のメカニズム (キ) 空腹感 (ク) 満腹感 (ケ) 好み (コ) 食事の環境整備(時間・場所等) (サ) 食事に関した福祉用具の活用と介助方法 (シ) 口腔ケアの定義 (ス) 誤嚥性肺炎の予防	講師経験者 介護福祉士 看護師等 作業療法士、理学療法士及び言語聴覚士((オ)(カ)の部分に限る) その他	教員等 栄養士((イ)(サ)(シ)(ス)の部分を除く) 歯科衛生士((シ)の部分に限る)
(9) 入浴・清潔保持に関連したころとからだのしくみと自立に向けた介護 ・入浴、清潔保持に関連した基礎知識、さまざまな入浴用具と整容用具の活用方法、楽しい入浴を阻害するころとからだの要因の理解と支援方法	講師経験者 介護福祉士 看護師等 その他	教員等
(10) 排泄に関連したころとからだのしくみと自立に向けた介護 ・排泄に関する基礎知識、さまざまな排泄環境整備と排泄用具の活用方法、爽快な排泄を阻害するころとからだの要因の理解と支援方法	講師経験者 介護福祉士 看護師等 その他	教員等
(11) 睡眠に関したころとからだのしくみと自立に向けた介護 ・睡眠に関する基礎知識、さまざまな睡眠環境と用具の活用方法、快い睡眠を阻害するころとからだの要因の理解と支援方法	講師経験者 介護福祉士 看護師等 その他	教員等
(12) 死にゆく人に関したころとからだのしくみと終末期介護 ・終末期に関する基礎知識ところとからだのしくみ、生から死への過程、「死」に向き合うころの理解、苦痛の少ない死への支援	講師経験者 介護福祉士 医師 看護師等 その他	教員等

科目、項目、内容	講師の要件	「その他」の要件の具体的範囲
9 心とからだのしくみと生活支援技術		
(13) 介護過程の基礎的理解	講師経験者 介護福祉士 社会福祉士 介護支援専門員 相談支援専門員 その他	教員等
(14) 総合生活支援技術演習	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 選択した事例の演習内容に応じて、上記(6)から(11)の各項目の講師要件を満たす者 </div>	
10 振り返り		
(1) 振り返り	講師経験者 介護福祉士 社会福祉士 介護支援専門員 その他	教員等
(2) 就業への備えと研修修了後における継続的な研修	講師経験者 介護福祉士 社会福祉士 介護支援専門員 その他	教員等

Ⅱ 生活援助従事者研修課程

科目、項目、内容	講師の要件	「その他」の要件の具体的範囲
1 職務の理解		
(1) 多様なサービスの理解	当該項目の講師として実務経験を有する者（以下「講師経験者」） 介護福祉士 社会福祉士 介護支援専門員 その他	大学、短期大学、介護福祉士養成校等において、読み替え可能な科目を担当する教員（非常勤を含む。以下「教員等」）
(2) 介護職の仕事内容や働く現場の理解	講師経験者 介護福祉士 社会福祉士 介護支援専門員 その他	教員等
2 介護における尊厳の保持・自立支援		
(1) 人権と尊厳を支える介護 ア) 人権と尊厳の保持 イ) ICF ウ) QOL エ) ノーマライゼーション オ) 虐待防止・身体拘束禁止 カ) 個人の権利を守る制度の概要	講師経験者 社会福祉士 介護支援専門員 相談支援専門員（現任の相談支援専門員に限る。以下同じ。オ)の部分を除く） その他	教員等
(2) 自立に向けた介護 ア) 自立支援 イ) 介護予防	講師経験者 介護福祉士 社会福祉士 介護支援専門員 その他	教員等
3 介護の基本		
(1) 介護職の役割・専門性と多職種との連携 ア) 介護環境の特徴の理解 イ) 介護の専門性 ウ) 介護に関わる職種	講師経験者 介護福祉士 社会福祉士 介護支援専門員 相談支援専門員 その他	教員等
(2) 介護職の職業倫理 ・職業倫理	講師経験者 介護福祉士 その他	教員等
(3) 介護における安全の確保とリスクマネジメント ア) 介護における安全の確保 イ) 事故予防、安全対策 ウ) 感染対策	講師経験者 医師 保健師及び看護師（実務経験年数5年以上の者に限る。以下「看護師等」）※医療安全管理者研修修了者が望ましい 介護福祉士（ア)及びイ)の部分に限る） その他	教員等
(4) 介護職の安全 ・介護職の心身の健康管理	講師経験者 介護福祉士 看護師等 その他	教員等

科目、項目、内容	講師の要件	「その他」の要件の具体的範囲
4 介護・福祉サービスの理解と医療との連携		
(1) 介護保険制度 (ア) 介護保険制度創設の背景及び目的、動向 (イ) 仕組みの基礎的理解 (ウ) 制度を支える財源、組織・団体の機能と役割	講師経験者 社会福祉士 介護支援専門員 介護保険制度を担当する課の行政職員 その他	教員等
(2) 医療との連携とリハビリテーション	講師経験者 医師 看護師等 ※訪問看護の講義等については、訪問看護の従事経験がある者が望ましい 作業療法士 理学療法士 言語聴覚士 その他	教員等
(3) 障害福祉制度およびその他制度 (ア) 障害福祉制度の理念 (イ) 障害福祉制度の仕組みの基礎的理解 (ウ) 個人の権利を守る制度の概要	講師経験者 社会福祉士 相談支援専門員 障害福祉制度を担当する課の行政職員 その他	教員等
5 介護におけるコミュニケーション技術		
(1) 介護におけるコミュニケーション (ア) 介護におけるコミュニケーションの意義、目的、役割 (イ) コミュニケーションの技法、道具を用いた言語的コミュニケーション (ウ) 利用者・家族とのコミュニケーションの実際 (エ) 利用者の状況・状態に応じたコミュニケーション技術の実際	講師経験者 介護福祉士 社会福祉士 介護支援専門員 相談支援専門員 看護師等 言語聴覚士((エ)の部分に限る) 臨床心理士 その他	教員等
(2) 介護におけるチームのコミュニケーション (ア) 記録における情報の共有化 (イ) 報告 (ウ) コミュニケーションを促す環境	講師経験者 介護福祉士 社会福祉士 介護支援専門員 相談支援専門員 その他	教員等
6 老化と認知症の理解		
(1) 老化に伴うところとからだの変化と日常 (ア) 老年期の発達と老化に伴う心身の変化の特徴 (イ) 老化に伴う心身の機能の変化と日常生活への影響	講師経験者 医師 看護師等 その他	教員等
(2) 高齢者と健康 (ア) 高齢者の疾病と生活上の留意点 (イ) 高齢者に多い病気とその日常生活上の留意点	講師経験者 医師 看護師等 その他	教員等
(3) 認知症を取り巻く状況 ・認知症ケアの理念	講師経験者 介護福祉士 社会福祉士 介護支援専門員 看護師等 その他	教員等
(4) 医学的側面から見た認知症の基礎と健康管理 ・認知症の概念、認知症の原因疾患とその病態、原因疾患別ケアのポイント、健康管理	講師経験者 医師 看護師等 その他	教員等

科目、項目、内容	講師の要件	「その他」の要件の具体的範囲
6 老化と認知症の理解		
(5) 認知症に伴うこころとからだの変化と日常生活 (ア) 認知症の人の生活障がい、心理・行動の特徴 (イ) 認知症の利用者への対応	講師経験者 介護福祉士 社会福祉士 介護支援専門員 看護師等 臨床心理士 その他	教員等
(6) 家族への支援	講師経験者 介護福祉士 社会福祉士 介護支援専門員 看護師等 臨床心理士 その他	教員等
7 障がいの理解		
(1) 障がいの基礎的理解 (ア) 障がいの概念と I C F (イ) 障がい福祉の基本理念	講師経験者 社会福祉士 相談支援専門員 その他	教員等
(2) 障がいの医学的側面・生活障がい・心理・行動の特徴・かかわり支援等の基礎的知識 (ア) 身体障がい (イ) 知的障がい (ウ) 精神障がい（高次脳機能障がい・発達障がいを含む） (エ) その他の心身の機能障がい	講師経験者 社会福祉士 相談支援専門員 医師 看護師等 その他	教員等
(3) 家族の心理・かかわり支援の理解 ・家族への支援	講師経験者 介護福祉士 社会福祉士 介護支援専門員 相談支援専門員 臨床心理士 その他	教員等
8 こころとからだのしくみと生活支援技術		
(1) 介護の基本的な考え方	講師経験者 介護福祉士 社会福祉士 その他	教員等
(2) 介護に関するこころのしくみの基礎的理解	講師経験者 介護福祉士 社会福祉士 臨床心理士 その他	教員等
(3) 介護に関するからだのしくみの基礎的理解	講師経験者 介護福祉士 医師 看護師等 作業療法士 理学療法士 その他	教員等
(4) 生活と家事 ・家事と生活の理解、家事援助に関する基礎的知識と生活支援	講師経験者 介護福祉士 看護師等 その他	教員等
(5) 快適な居住環境整備と介護 ・快適な居住環境に関する基礎知識、高齢者・障がい者特有の居住環境整備と福祉用具に関する留意点	講師経験者 介護福祉士 看護師等 作業療法士 理学療法士 その他	教員等

科目、項目、内容	講師の要件	「その他」の要件の具体的範囲
8 ころとからだのしくみと生活支援技術		
(6) 移動・移乗に関連したころとからだのしくみと自立に向けた介護 ・移動・移乗に関する基礎知識、さまざまな移動・移乗に関する用具、利用者、介助者にとって負担の少ない移動・移乗を阻害するころとからだの要因の理解 方法、移動と社会参加の留意点と支援	講師経験者 介護福祉士 看護師等 作業療法士 理学療法士 その他	教員等
(7) 食事に関連したころとからだのしくみと自立に向けた介護 ・食事に関する基礎知識、食事環境の整備・食事に関連した用具・食器の活用方法と食事形態とからだのしくみ、楽しい食事を阻害するころとからだの要因の理解と支援方法、食事と社会参加の留意点と支援 (ア) 食事をする意味 (イ) 食事のケアに対する介護者の意識 (ウ) 低栄養の弊害 (エ) 脱水の弊害 (オ) 食事の姿勢 (カ) 咀嚼・嚥下のメカニズム (キ) 空腹感 (ク) 満腹感 (ケ) 好み (コ) 食事の環境整備(時間・場所等) (サ) 食事に関する福祉用具の定義 (シ) 口腔ケアの意義 (ス) 誤嚥性肺炎の予防	講師経験者 介護福祉士 看護師等 作業療法士、理学療法士及び言語聴覚士((オ)(カ)の部分に限る) その他	教員等 栄養士((イ)(サ)(シ)(ス)の部分を除く) 歯科衛生士((シ)の部分に限る)
(8) 睡眠に関したころとからだのしくみと自立に向けた介護 ・睡眠に関する基礎知識、さまざまな睡眠環境と用具の活用方法、快い睡眠を阻害するころとからだの要因の理解と支援方法	講師経験者 介護福祉士 看護師等 その他	教員等
(9) 死にゆく人に関したころとからだのしくみと終末期介護 ・終末期に関する基礎知識ところとからだのしくみ、生から死への過程、「死」に向き合うころの理解、苦痛の少ない死への支援	講師経験者 介護福祉士 医師 看護師等 その他	教員等
(10) 介護過程の基礎的理解	講師経験者 介護福祉士 社会福祉士 介護支援専門員 相談支援専門員 その他	教員等
10 振り返り		
(1) 振り返り	講師経験者 介護福祉士 社会福祉士 介護支援専門員 その他	教員等
(2) 就業への備えと研修修了後における継続的な研修	講師経験者 介護福祉士 社会福祉士 介護支援専門員 その他	教員等

(2) 講師補助者の選定基準

下表の科目、項目に応じて、「講師補助者の要件」欄に掲げる資格を有し、かつ、介護等の業務に3年以上の実務経験を有する者を選定すること。

なお、介護等の業務の範囲については、「指定施設における業務の範囲等及び介護福祉士試験の受験資格の認定に係る介護等の業務の範囲等について」の別添2の「1 介護等の業務の範囲」に定めるところによるものとし、実務経験と資格取得の日の前後は問わないものとする。

科目、項目、内容	講師補助者の要件
9 ころとからだのしくみと生活支援技術	
(4) 生活と家事～(14)総合生活支援技術演習の各項目共通	介護職員基礎研修課程修了者
※生活援助従事者研修においては、「8 ころとからだのしくみと	訪問介護員養成研修1級課程
生活支援技術」の「(4) 生活と家事～(10) 介護課程の基礎的理解」	修了者
	訪問介護員養成研修2級課程
	修了者